

業務用冷凍空調機器

冷媒フロン類取扱技術者

更新講習

募集要綱

<書面申請用>



一般社団法人

日本冷凍空調設備工業連合会



一般財団法人

日本冷媒・環境保全機構

1. 開催要領

(1) 更新講習対象者（更新案内書がお手元に届いた対象者）※

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者で、冷媒フロン類取扱技術者証の更新をする者は、現在お持ちの冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限の1年前より、更新講習の受講が出来ます。

なお、受講せずに技術者証の有効期限が経過してしまった場合には、資格が失効することになります。有効期限の翌日から1年以内に更新講習を受講すれば、技術者証の更新を受けることが可能になります。

※有効期限より1年を経過した場合、原則、更新申請は出来ません。

※技術者証は、受講日より3か月以内に送付します。更新講習会の受講は、有効期限前までに行ってください。ただし、有効期限3か月前を切ってから更新講習を受講されますと、有効期限内に新しい技術者証が手元に届かない可能性があり、業務に支障をきたす可能性があります。そのため、有効期限3か月前までに更新講習を受講することをお勧めします。

(2) 講義内容等

1) 形態

- ① 第一種・第二種の技術者を分けずに、合同で開催します。
- ② 講習の最後に「修了考査」を実施します。

2) 講義時間

- ① 講習：120分
- ② 修了考査：30分

3) カリキュラム

(開始時間等は会場毎に異なります)

内 容	講義時間(分)
冷媒フロン類取扱技術者講習テキストの最新情報	120分
フロン排出抑制法のおさらい	
フロン排出抑制法以外の最新の法律動向	
修了考査	30分

2. 申込み要領

(1) 提出書類

1) 更新申請書(様式10)

- ① 顔写真※1葉(縦3cm×横2.4cm、カラー)を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

※第一種の技術者は第一種用の更新申請書に、第二種の技術者は第二種用の更新申請書にご記入下さい。

2) 更新受講票(様式11)

- ① 顔写真※2葉(縦3cm×横2.4cm、カラー)を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

※「顔写真」は、更新申請書(様式10)と更新受講票(様式11)で合計3葉必要になります。

(更新講習修了後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前3か月以内に撮影したカラー一写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)で鮮明なものをご用意下さい。)

※第一種の技術者は第一種用の更新受講票に、第二種の技術者は第二種用の更新受講票にご記入下さい。

3) 添付書類(縮小等により①～③の書類を別のA4用紙に貼付して下さい。)

- ① 第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者証の写し
- ② 更新申請料の振込み控え(写)

③ 身分を証明する以下のいずれかの書類等

(A4の用紙に、氏名・生年月日・現住所が確認できる部分も合わせてコピーして下さい。)

- ① 住民票：住民票のコピーでも有効とします。
- ② 運転免許証の写し：現住所の記載が表面にない場合は、裏面も必ずコピーして下さい。
- ③ 健康保険証の写し：現住所の記載が表面にない場合は、裏面も必ずコピーして下さい。
- ④ パスポートの写し：現住所の記載がある部分も必ずコピーして下さい。

(2) 申込方法

角2封筒(A4用)に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法(書留や特定記録等)で郵送して下さい。(封筒の前面に、「第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習提出書類在中」と明記して下さい。)

提出先：(一社)宮城県冷凍空調設備工業会 〒984-0002 仙台市若林区卸町東1-3-8
Tel 022-231-3520 FAX 022-231-3521

(3) 更新申請料

1) 2019年9月30日まで開催の講習会(消費税8%)

更新対象者	WEB申請者	郵送による書面申請者
有効期限の1年前から有効期限内に受講する者	15,120円(税込み)	16,200円(税込み)
有効期限の翌日から1年以内に受講する者	18,360円(税込み)	19,440円(税込み)

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*更新申請料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程第一種又は第二種運営要領第28条第3項に該当する場合は、同運営要領第29条の規定に従い更新申請料を返還します。

2) 2019年10月1日以降開催の講習会(消費税10%)

更新対象者	WEB申請者	郵送による書面申請者
有効期限の1年前から有効期限内に受講する者	15,400円(税込み)	16,500円(税込み)
有効期限の翌日から1年以内に受講する者	18,700円(税込み)	19,800円(税込み)

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*更新申請料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程第一種又は第二種運営要領第28条第3項に該当する場合は、同運営要領第29条の規定に従い更新申請料を返還します。

(4) 更新申請料振込先

口座名 (一社)宮城県冷凍空調設備工業会 七十七銀行本店 普通 7866003

(5) 更新受講票の送付について

受講申込者には、提出書類を確認し、不備がなければ、更新申請料の入金確認後、「更新受講票」を送付します。(原則、受講日の10日前までに送付します)

(6) 更新申請書等送付先・問い合わせ先

(一社)宮城県冷凍空調設備工業会 〒984-0002 仙台市若林区卸町東1-3-8
Tel 022-231-3520 FAX 022-231-3521

3. 修了考査の実施

(1) 修了考査（自己採点）

講習の最後に修了考査を実施します。

(2) 技術者証の交付

更新講習修了者には、第一種冷媒フロン類取扱技術者は（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）、第二種冷媒フロン類取扱技術者証は（一財）日本冷媒・環境保全機構（略称：JRECO）より交付します。新技術者証が届きましたら、旧技術者証は破棄をお願いいたします。技術者証の送付は、受講日より3か月以内になります。

(3) 技術者のデータベース化

更新講習修了者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者として日設連のホームページに、第二種冷媒フロン類取扱技術者としてJRECOのホームページに公表します。

公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県市区町村名、有効期限です。

4. 冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合

(1) 更新講習受講証明書

更新講習受講者は、更新講習を受講するために、「冷媒フロン類取扱技術者証」が必要になります。「冷媒フロン類取扱技術者証」を紛失している場合は、更新講習を受講するための証明として、「更新講習受講証明書」を交付します。ただし、「更新講習受講証明書」は、更新講習を受講するための証明書であって、冷媒フロン類取扱技術者の資格を担保するものではありません。（必要な場合は、「冷媒フロン類取扱技術者証」を再交付申請して下さい。）

(2) 更新講習受講証明書申込方法

「更新講習受講証明書」の交付を希望する場合は、「更新講習受講証明申請書」（様式12）を提出書類と同封のうえ、ご送付ください。なお、日設連又はJRECOから「更新講習受講証明書」を送付する際の送料（510円※）はご負担下さい。

※送料は実費（レターパックプラスの送料）。